

川崎市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 1 号

川崎市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年川崎市規則第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

第2条の前の見出し中「除却」の次に「等」を加え、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に改め、同項第1号中「第102条第2項第1号」を「第163条の56第2項第1号」に改め、同条第2項中「第102条第2項第1号」を「第163条の56第2項第1号」に、「第49条第1項第2号」を「第76条の25第1項第2号」に改める。

第3条中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改める。

第4条の見出し中「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。